

特別養護老人ホーム いちょうの木 料金表(1割負担)

令和6年8月1日現在

《短期入所生活介護 一 併設ユニット型個室》

事業所番号:0772600516

単位:円

要介護度	サービス費	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	機能訓練体制加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	食費				居住費	日額合計
					1日あたり	朝食	昼食	夕食		
要支援1	529	6	12	74	1,445	314	576	555	2,066	4,132
要支援2	656			92						4,277
要介護1	704			98						4,331
要介護2	772			107						4,408
要介護3	847			118						4,494
要介護4	918			127						4,574
要介護5	987			137						4,653

※介護職員等処遇改善加算 計算式

サービス費総額【単位】×利用日数×136/1,000=介護職員等処遇改善加算【単位】(小数点以下四捨五入)

(例)要介護1 (704 + 6 + 12) × 10日 × 136/1,000 = 981.92

なお、利用日数により介護職員等処遇改善加算の単位は変動します。

※日額合計は3食(朝食・昼食・夕食)提供された場合の金額となります。

※医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合は、サービス費に1回につき8円加算されます。(1日に3回を限度)

※ご希望により送迎を行った場合は、片道につき184円いただきます。

※送迎1回につき通常の事業の実施地域である会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、磐梯町、湯川村を越えた場合、

越えた距離1kmごとに100円を乗じた金額が別途加算されます。(1km未満切捨て)

※短期入所サービスの連続した利用は原則30日までと制限されており、30日を超えて利用した場合は、自費利用を挟み31日目から

1日あたり30円が減算されます。更に60日を超える利用の場合は、国が定める基本サービス費を算定します。

※介護予防短期入所サービスを連続30日を超えて利用した場合は、国が定める基本サービス費を算定します。

※テレビ等の個人用の電気製品を使用の場合、下記に定めた金額を徴収します。

項目	単価
テレビ(16インチ未満)	30円／1日
テレビ(16インチ以上)	50円／1日
コタツ	
電気毛布	
電気あんか	
パソコン	
加湿器等	

《利用料の負担軽減について》※サービス利用時に市町村から交付される認定証を提示して下さい。

①所得段階区分に応じて食費および居住費に上限額が設けられます。(一覧表の通り)

②サービス費及び送迎費は高額介護サービス費の対象となります。

③料金の一部については、一定要件を満たせば、医療費控除の対象とすることができます。

	食費	居住費
第1段階	300円	880円
第2段階	600円	880円
第3段階①	1,000円	1,370円
第3段階②	1,300円	1,370円
第4段階	1,445円	2,066円

特別養護老人ホーム いちょうの木 料金表(2割負担)

令和6年8月1日現在

《短期入所生活介護 一 併設ユニット型個室》

事業所番号:0772600516

単位:円

要介護度	サービス費	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	機能訓練体制加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	食費				居住費	日額合計
					1日あたり	朝食	昼食	夕食		
要支援1	1,058	12	24	149	1,445	314	576	555	2,066	4,754
要支援2	1,312			183						5,042
要介護1	1,408			196						5,151
要介護2	1,544			215						5,306
要介護3	1,694			235						5,476
要介護4	1,836			255						5,638
要介護5	1,974			273						5,794

※介護職員等処遇改善加算 計算式

サービス費総額【単位】×利用日数×136/1,000=介護職員等処遇改善加算【単位】(小数点以下四捨五入)

(例)要介護1 (1,408 + 12 + 24) × 10日 × 136/1,000 = 1,963.84

なお、利用日数により介護職員等処遇改善加算の単位は変動します。

※日額合計は3食(朝食・昼食・夕食)提供された場合の金額となります。

※医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合は、サービス費に1回につき16円加算されます。(1日に3回を限度

※ご希望により送迎を行った場合は、片道につき368円いただきます。

※送迎1回につき通常の事業の実施地域である会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、磐梯町、湯川村を越えた場合、

越えた距離1kmごとに100円を乗じた金額が別途加算されます。(1km未満切捨て)

※短期入所サービスの連続した利用は原則30日までと制限されており、30日を超えて利用した場合は、自費利用を挟み31日目から

1日あたり60円が減算されます。更に60日を超える利用の場合は、国が定める基本サービス費を算定します。

※介護予防短期入所サービスを連続30日を超えて利用した場合は、国が定める基本サービス費を算定します。

※テレビ等の個人用の電気製品を使用の場合、下記に定めた金額を徴収します。

項目	単価
テレビ(16インチ未満)	30円／1日
テレビ(16インチ以上)	50円／1日
コタツ	
電気毛布	
電気あんか	
パソコン	
加湿器等	

《利用料の負担軽減について》※サービス利用時に市町村から交付される認定証を提示して下さい。

①所得段階区分に応じて食費および居住費に上限額が設けられます。(一覧表の通り)

②サービス費及び送迎費は高額介護サービス費の対象となります。

③料金の一部については、一定要件を満たせば、医療費控除の対象とすることができます。

	食費	居住費
第1段階	300円	880円
第2段階	600円	880円
第3段階①	1,000円	1,370円
第3段階②	1,300円	1,370円
第4段階	1,445円	2,066円

特別養護老人ホーム いちょうの木 料金表(3割負担)

令和6年8月1日現在

《短期入所生活介護 一 併設ユニット型個室》

事業所番号:0772600516

単位:円

要介護度	サービス費	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	機能訓練体制加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	食費				居住費	日額合計
					1日あたり	朝食	昼食	夕食		
要支援1	1,587	18	36	223	1,445	314	576	555	2,066	5,375
要支援2	1,968			275						5,808
要介護1	2,112			295						5,972
要介護2	2,316			322						6,203
要介護3	2,541			353						6,459
要介護4	2,754			382						6,701
要介護5	2,961			410						6,936

※介護職員等処遇改善加算 計算式

サービス費総額【単位】×利用日数×136/1,000=介護職員等処遇改善加算【単位】(小数点以下四捨五入)

(例)要介護1 (2,112 + 18 + 36) × 10日 × 136/1,000 = 2,945.76

なお、利用日数により介護職員等処遇改善加算の単位は変動します。

※日額合計は3食(朝食・昼食・夕食)提供された場合の金額となります。

※医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合は、サービス費に1回につき24円加算されます。(1日に3回を限度

※ご希望により送迎を行った場合は、片道につき552円いただきます。

※送迎1回につき通常の事業の実施地域である会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、磐梯町、湯川村を越えた場合、

越えた距離1kmごとに100円を乗じた金額が別途加算されます。(1km未満切捨て)

※短期入所サービスの連続した利用は原則30日までと制限されており、30日を超えて利用した場合は、自費利用を挟み31日目から

1日あたり90円が減算されます。更に60日を超える利用の場合は、国が定める基本サービス費を算定します。

※介護予防短期入所サービスを連続30日を超えて利用した場合は、国が定める基本サービス費を算定します。

※テレビ等の個人用の電気製品を使用の場合、下記に定めた金額を徴収します。

項目	単価
テレビ(16インチ未満)	30円／1日
テレビ(16インチ以上)	50円／1日
コタツ	
電気毛布	
電気あんか	
パソコン	
加湿器等	

《利用料の負担軽減について》※サービス利用時に市町村から交付される認定証を提示して下さい。

①所得段階区分に応じて食費および居住費に上限額が設けられます。(一覧表の通り)

②サービス費及び送迎費は高額介護サービス費の対象となります。

③料金の一部については、一定要件を満たせば、医療費控除の対象とすることができます。

	食費	居住費
第1段階	300円	880円
第2段階	600円	880円
第3段階①	1,000円	1,370円
第3段階②	1,300円	1,370円
第4段階	1,445円	2,066円